

# シリーズ 税

## 第3回 固定資産税

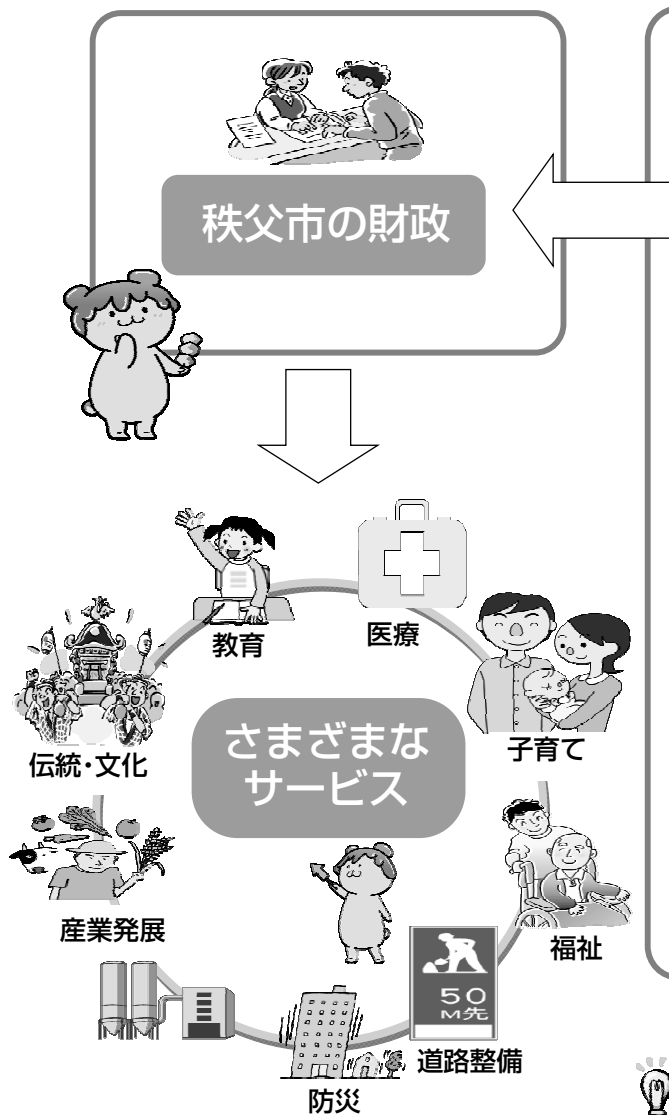
シリーズでお届けする税金の仕組み、第3回目は、地方税の中から固定資産税をお届けします。

### ●固定資産税とは、

毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方に納めていただく税金です。

次回、第4回目のシリーズ税は、軽自動車税をお届けします。

問資産税課 ☎25-6076



皆さまが住宅や工場を持ち続けるために必要な道路や水道の整備、ごみ処理などのサービスを提供するための貴重な財源となります。

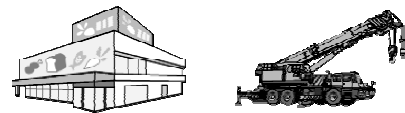
### 土地・家屋・償却資産

固定資産税は、国が売買実例価額などをもとに定めた固定資産評価基準により固定資産を評価することで決められます。



評価額が決まると次に特別な軽減などをした課税標準額を算定することで税額を計算します。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$$



償却資産とは、会社や個人で工場やお店を営んでいる人がその仕事のために使う機械や備品などのことで、お店の看板やレジから電車などさまざまなものがこれにあたります。



固定資産（土地・家屋）の価格は、原則として3年に一度評価替えが行われます。



課税標準額が以下の金額を満たさなければ課税されない免税点の制度があります。

- ・土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円



市税のうち約54%が固定資産税です。